

米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、規則に定めるもののほか、米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地等 米子市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域のうち、米子駅周辺に定めた区域をいう。
- (2) 組織・団体等 中心市街地等のコミュニティの活性化に向けた対策に取り組む個人事業者、企業、農商工団体、特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治組織その他の住民団体等（法人格の有無を問わない。）であって、その活動の拠点を米子市内に有するものをいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらの統制の下にある者

ウ 米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等を滞納している者

2 この要綱において「中心市街地等が抱える課題」とは、中心市街地等における生活者及び中心市街地等を訪れる者のニーズに基づく課題であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 少子化
- (2) 高齢化
- (3) 安全及び安心
- (4) 中心市街地等におけるにぎわいの喪失
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地等において広く認識されている固有の課題

(本補助金の交付)

第3条 本補助金は、組織・団体等による中心市街地等のコミュニティを活性化させるための取組を支援することにより、中心市街地等が抱える課題の解決を図り、もって中心市街地等の再生に資することを目的として交付する。

(補助事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、組織・団体等が中心市街地等において行う次に掲げる事業又は取組（施設の改修又は整備を伴うものに限る。）とする。

(1) コミュニティビジネス事業

地域の実情に応じた共助・生活支援サービス、地域の資源を活用したコミュニティ拠点施設・ゲストハウス（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて経営する同法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係る施設であるものに限る。）の運営等、中心市街地等が抱える課題をビジネスの手法により解決し、その活動の利益を当該中心市街地等に還元する事業

(2) 活性化事業

世代間若しくは地域間の交流などを通じて中心市街地等のコミュニティを再生し、若しくは発展させる取組又は中心市街地等に居住する者を増やすために当該中心市街地等に生業を興す取組

2 一の組織・団体等が前項各号のいずれの事業及び取組を行う場合であっても、補助事業は、そのいずれか一方のみに限るものとする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

(1) 補助事業の用に供する施設の改修又は整備に要する経費

(2) 補助事業の用に供する機器、設備又は備品のリースに要する経費

(3) 補助事業の用に供する備品（50万円未満のものに限る。）の購入に要する経費

(4) 補助事業の実施に係る調査、宣伝等に要する経費

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業を実施するために必要であると市長が認める経費

2 補助対象経費のうち、工事請負費又は委託料を伴うものについては、県内事業者（鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）第8条第2項に規定する県内事業者をいう。以下この項において同じ。）に請け負わせ、又は委託する場合に限り、本補助金の交付の対象とする。ただし、やむを得ない事情により県内事業者に請け負わせ、又は委託することが困難であると市長が認めた場合には、県外の事業者に請け負わせ、又は委託する場合についても、本補助金の交付の対象とするものとする。

- 3 土地の取得、造成及び補償に関する経費、租税公課並びに飲食費については、補助対象経費から除くものとする。

(補助金額)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額。次項において同じ。）を超えない範囲で市長が定めるものとする。ただし、300万円を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額と、寄附金その他の補助事業の実施に伴う収入（本補助金を除く。）の額との合計額が補助対象経費の額を超える場合における本補助金の額は、当該補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額から当該補助対象経費の額を超える部分の金額に相当する額を控除して得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）を超えない範囲内で市長が定めるものとする。ただし、300万円を限度とする。

- 3 前2項の場合において、補助事業を実施する組織・団体等（以下「補助事業者」という。）が課税事業者であるときは、これらの項の補助対象経費の額には、仕入控除税額（当該補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。）を含めないものとする。

(県内事業者への発注)

第7条 補助事業者は、補助事業の一部を他の事業者に請け負わせ、又は委託する場合には、鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、同条例第8条第2項に規定する県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請)

第8条 補助事業者は、本補助金の交付を受けようとするときは、市長に対し、規則第6条第1項に規定する補助金等交付申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業実施計画書(別記様式第1号)
- (2) 米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業収支予算書(別記様式第2号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 第1項の規定による申請書の提出は、当該補助事業の開始30日前までに行わなければならない。ただし、市長がこれにより難い理由があると認める場合は、この限りでない。

(承認を要しない変更)

第9条 本補助金の交付の申請に係る規則第11条第1項の市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- (2) 補助事業に係る事業計画の大幅な変更

(補助事業の遂行の指示)

第10条 補助事業者は、規則第15条第2項の指示を受けようとするときは、市長に対し、補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は規則第11条第1項の規定により補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、当該補助事業が完了した日若しくは当該補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から15日を経過する日又は当該補助事業が完了した日若しくは当該補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、市長に対し、規則第18条第1項に規定する補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業実績報告書(別記様式第1号)
- (2) 米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業収支決算書(別記様式第2号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(財産に関する書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、次条第1項に定める期間を経過するまでの間、財産管理台帳及びその他関係書類を整備し、及び保管しておかなければならない。

(財産の処分制限)

第13条 規則第24条第2項ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(当該耐用年数が5年に満たない財産については5年とし、同令に定めのない財産については市長が別に定める期間とする。次条第1項第4号において同じ。)とする。

2 規則第24条第2項第2号の市長が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(交付決定の取消し等)

第 1 4 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、本補助金の額の確定の有無にかかわらず、本補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に本補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、その返還を命ずることができる。

(1) 補助事業に関し、法令、条例若しくは規則又はこれらに基づく市長の指示に反したとき。

(2) 本補助金を補助事業以外の事業又は補助対象経費以外の経費に使用したとき。

(3) 新たに起業する事業について本補助金の交付の決定を受けた場合において、当該事業を本補助金の交付を受けた日の属する年度内に創業することができなかったとき。

(4) 市長が定める期間内に本補助金の交付を受けて実施する事業を中止し、若しくは廃止し、又は本補助金の交付を受けて取得した財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間内に処分したとき。

2 前項の規定により市長が返還を命ずることができる本補助金の額は、本補助金の交付の決定の取消しに係る同項第 4 号の事業の継続年数を勘案し、市長が定めるものとする。

3 補助事業者は、第 1 項の規定により本補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令がなされた日から起算して 1 0 日以内に、市に対し、当該返還を命ぜられた額の本補助金を返還しなければならない。

(規定外事項)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 5 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業補助金交付要綱第 2 条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の決定を行う米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業補助金について適用し、同日前に交付の決定を行った米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業補助金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がされる米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業補助金について適用し、同日前に交付の申請がされる米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業補助金交付要綱第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がされる米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業補助金について適用し、同日前に交付の申請がされた米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がされる米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業補助金について適用し、同日前に交付の申請がされた米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がされる米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業補助金について適用し、同日前に交付の申請がされた米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業補助金については、なお従前の例による。

別記

様式第 1 号（第 8 条、第 1 1 条関係）

年度米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業計画（報告）書

1 補助事業者の概要

補助事業者の名称	
代表者の職及び氏名	
所在地（連絡先）	
組織の概要	

（注）今後組織を設立する場合は、その予定を記入してください。

2 事業実施計画（実績）の概要

事業の名称	
事業区分	☐ コミュニティビジネス事業（要綱第 4 条第 1 項第 1 号） ☐ 活性化事業（要綱第 4 条第 1 項第 2 号）
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業対象地域	_____地域 ・高齢化率： ☐ 30%以上（具体的に_____%） ☐ 30%未満 ・その他地域を表す指標（人口減少率等、適宜追加） _____(指標)_____(値)_____(時点) _____(指標)_____(値)_____(時点) _____(指標)_____(値)_____(時点)
事業目的（効果）	※本事業で解決しようとする地域の課題や住民ニーズ、本事業の効果等を記載してください。
事業内容	※実施予定日、対象者、参加（予定）人数、開催場所、事業概要等を記載してください。なお、工事請負費又は委託料が伴うものについて、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載してください。
事業体制	※市や地域の理解を踏まえ、十分な体制の下、取組を主体的に行い計画を実現できることが分かるように記載してください。

特記事項	
------	--

※添付書類

(1) 交付申請時

- ア 補助事業者の概要を確認することができる規約及び構成員の所属、氏名、役割等を記載した書類
- イ 補助事業の計画の詳細を確認することができる図面、見積書（3者程度）、パンフレット等
- ウ 地域の課題を確認することができる書類（自治会の意見書等）
- エ 補助事業を実施するために適用される関係法令がある場合は、当該法令に基づく協議等の経過を確認することができる書類又は当該法令に基づく許可、認可等を受けたことを証する書類（交付申請時において既に当該許可、認可等を受けている場合に限りします。）

(2) 実績報告時

- ア 補助事業の実績の詳細を確認することができる図面、工事契約書又は委託契約書の写し、領収書の写し、パンフレット（交付申請時と異なる場合に限りします。）等
- イ 補助事業を実施するために関係法令による許可、認可等を受けた場合は、当該許可、認可等を受けたことを証する書類（交付申請時に添付している場合は、添付を省略することができます。）
- ウ 補助事業の実施の状況を確認することができる資料（写真、ポスター、パンフレット等）

様式第2号（第8条、第11条関係）

年度米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業収支予算
（決算）書

1 収入

（単位：千円）

区 分	予算額 (決算額)	備 考
本補助金		
そ の 他		
合 計		

2 支出（事業費内訳）

（単位：千円）

事業区分	科目	予算額 (決算額)	積 算
合 計			

（注）収支予算書として提出する場合は、事業に係る予算の概要が分かる資料を添付してください。